

第2回阪南市総合計画審議会

○日時：平成23年6月23日（木）

19:00～21:00

○場所：全員協議会室

○出席者：委員 17名

事務局 7名

パシフィックコンサルタンツ株式会社 2名

○次第

1. 開会

2. 議事

(1) 阪南市総合計画基本構想（案）について

(2) 阪南市総合計画基本計画（案）について

(3) その他

3. 閉会

○議事録

1. 開会

事務局

2. 議事

会長

本日もよろしくお願いたします。

それでは次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思いますが、その前に前回の議事録につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

～意見なし～

それでは、この議事を公開させていただきます。

(1) 阪南市総合計画基本構想（案）について

会長

それでは議事に入ります。前回も基本構想（案）について議論させていただき、委員から「子ども」の表現をもう少し充実できないか、また、基本目標の書き方が誤解を招くということで補足説明できないか、というご意見をいただいております。この2点を特に集中的に検討していただいて、今日の修正案として提示されております。

それでは、その点も踏まえて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

前回の会議でいただきましたご意見を受けまして、変更した箇所とその他主な修正箇所につきまして説明させていただきます。

まず、「子どもが育つ」という視点が必要というご意見を受けまして、変更を加えております。本日お配りさせていただいております基本構想19～20ページ、阪南市総合計画基本計画における意見の2～3ページをご覧ください。

「子どもが育つ」の視点につきましては、基本構想19ページの「②健やかにいきいきと自立して暮らせるまち」の中の3つの箇条書きの順序を入れ替えさせていただきまして、以前の3つ目を1番上に、さらに文頭が「障害者から高齢者まで」になっておりましたところを、「子どもから高齢者まで」に変えまして、「子ども」の表現を入れさせていただいております。

また、3つ目を1番上に持ってきましたことで、1番下になってしまっております3つ目の「親が子育て」から始まる文章でございますけれども、文の中程に「子どもが健やかに育つ環境が整い」を挿入させていただきまして、「子どもが育つ」という視点を加えております。

基本構想 20 ページの「④生涯にわたり学び、地域に還元できるまち」でございますが、家庭や地域が連携した地域教育の中で「子どもが育つ」というところが重要であると考え、1つ目の箇条書きにつきまして、以前は「学校教育」のあとに「地域教育」という順番で述べておりましたが、その前後を入れ替えさせていただきまして、「地域教育」を先にもってくることで、「地域教育」が強調されるようにしております。

基本構想 19 ページの基本目標の説明文につきましては、基本目標の箇条書きの書き方が将来の市民の暮らしや、まちの姿を表現していることを十分説明できていないのではないかというご意見をいただきました。以前は「7つの分野ごとにめざすまちの姿を基本目標に設定し、それぞれの施策を展開します。」という文章でしたが、「分野ごとにめざす将来の市民の暮らしやまちの姿を7つの基本目標として定め、この実現のために施策を展開します。」と変えさせていただいております。

次に、本日お配りさせていただきました基本構想 6 ページの差し替え資料をご覧ください。1番下のところに米印(※)がございます。「阪南ブランド十四匠」につきましては基本構想の本文中にも簡単にご説明させていただいておりますが、前回委員からご説明いただき、さらに説明を要するというご指摘もありましたことから、注釈を書き加えさせていただいております。

その他に修正させていただきましたところにつきましても、併せてご説明させていただきます。

基本構想 19 ページの基本目標のところに戻っていただきまして、「①おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち」の中の箇条書きの文末が、「形成されています。」「社会になっています。」と客観的な表現にしていたところでございますけれども、能動的な表現として「形成しています。」「社会をつくっています。」というかたちに変更させていただいております。

次に、基本構想 8 ページの 18 行目に阪南市財政再建実施計画についての記述がございます。財政再建実施計画というのは、歳出削減だけではなく、歳入確保の取り組みにも触れていると指摘されまして、「歳入確保」を追記させていただいております。

また、基本構想 5 ページの 9 行目に「紀州(熊野)街道」とありますが、その前の文章の「時代に整備された」とあり、この同時代は江戸時代をさします。その江戸時代に整備されたというのが前置きとしてありますことから、熊野街道ではなく、紀州街道ではないかという指摘がございまして、このようなかたちで表記を変更させていただいております。

基本構想の変更点につきましては以上でございます。

会長

ありがとうございました。ご説明について何かご意見はございませんでしょうか。

～意見なし～

今後パブリックコメントもありますので、市民のご意見も踏まえて、また変更があるかもしれませんが、ご意見が無いようでしたら基本構想（案）としてパブリックコメントにかけるといふことにいたします。

(2) 阪南市総合計画基本計画（案）について

会長

今日は本格的に基本計画について議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは基本計画（案）についてご説明させていただきます。

基本計画については、「第1部 基本構想」に掲げた将来の都市像の実現のために、分野ごとの施策内容や方向性を示すものであり、計画期間は前期後期の5年間としています。「第2部 基本計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする前期計画となります。

基本計画は、基本構想に掲げた7つの基本目標にあわせて7つの章を設けています。7つの章はそれぞれの施策を節で構成し、基本目標を実現するための施策として全体で42の節を設定しています。

続いて、2ページ「基本計画の見方」をご覧ください。7つの基本目標（章）ごとに将来の市民の暮らしやまちの姿を分野のめざす姿として記述しています。また、その下に分野のめざす姿を実現するための施策体系を示しています。

右のページには42の節としたそれぞれの施策については、施策に対する現状と課題について記述し、その下に施策がめざす市民の暮らしやまちの姿を施策のめざす姿として記述しています。

次に、成果指標では、施策のめざす姿の達成状況を示すものとして、住民意識調査の数値、各種事業の実施による効果や間接的な成果など、数値データがとれるものをわかりやすく可能な限り数値化しています。また、現状値と平成28年度の目標値を記入することで、基本計画の進行管理をして、業務効果や達成度を評価するための「ものさし」になると考えています。

最後に、市役所の役割と市民の役割については、それぞれ施策のめざす姿の実現に向け、市役所が果たしていく役割、市民、事業者などそれぞれの活動主体の役割をお互いに対比するようなかたちで記述しています。

次に具体的内容につきましてご説明させていただきます。

1ページ「第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち」として、協働社会分野については、地域の多様な主体が新たな公共の担い手として連携し、その活動やまちづくりに参画し、協働することで支えあいと活気のある社会をめざすもので、協働社会の形成、市民協働ネットワーク化の促進、広報活動の充実といった3つの施策について記述しています。

2ページ「第1節 協働社会の形成」では、市民、NPO、支援団体などの様々な主体が

新たな公共の担い手となる地域社会の形成をめざし、NPO 法人認証数や市民公益活動団体登録数などを成果指標に掲げるとともに、協働社会の形成に向けたそれぞれの役割を記述しています。

4 ページ「第 2 節 市民協働ネットワーク化の促進」では、多様な主体のネットワーク化が促進され、活動の担い手の育成をめざします。

7 ページ「第 2 章 健やかにいきいきと自立して暮らせるまち」については、健康福祉分野として市民が安心して健やかに地域で暮らせることをめざすもので、地域福祉経営、高齢者支援、障害福祉、生活支援の充実など 8 つの施策について記述しています。ここで訂正がございます。「施策 4 国民健康保険の適正な運営」に「制度」が抜けておりますので、訂正をお願いいたします。

8 ページ「第 1 節 地域福祉経営の推進」では、少子高齢化社会などに対応していくため、家庭や地域で支えあう地域福祉ネットワークの構築をめざすものです。

10 ページ「第 2 節 健康づくりの推進」では、1 人 1 人がライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組むまちをめざすものであり、検診受診率や予防接種率の向上などを成果指標に掲げています。

12 ページ「第 3 節 医療体制の充実」では、安定的に良質な医療の提供をめざします。

16 ページ「第 5 節 子育て支援の充実」では、人口の減少幅を圧縮できるよう地域全体が子育てを支援し、安心して子どもを産み育てたいと思えるまちをめざすものであり、15 歳未満人口を成果指標としています。

23 ページ「第 3 章 いつまでも安全に安心して暮らせるまち」については、生活環境分野として、市民の生命、身体、財産が守られ、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、地域防災の推進や消防、救急体制、交通安全、防犯対策の充実など 8 つの施策について記述しています。

24 ページ「第 1 節 地域防災の推進」では、日頃から防災意識を高め、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立したまちをめざし、自主防災組織の組織率向上などを成果指標や役割としております。

36 ページ「第 7 節 環境負荷の低減」では、市役所は率先して、また市民と連携しながら温室効果ガス排出量の削減などにより、環境への負荷低減をめざしています。

41 ページ「第 4 章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち」として、教育生涯学習分野については、質の高い充実した教育や、スポーツに親しみ教養を高め、潤いや生きがいのある生活をめざすもので、幼稚園、学校教育の充実や、生涯学習の推進など 8 つの施策について記述しています。ここで訂正がございます。「施策 4 歴史・文化の継承と活用」は「歴史・文化の保存と継承」と訂正をお願いいたします。

42 ページ「第 1 節 幼稚園教育の充実」では、公立幼稚園の収園率などを成果指標に掲げ、良好な教育環境をめざしています。

46 ページ「第 3 節 生涯学習の推進」では、図書館、公民館の利用率の向上などを成果

指標とし、学びを通じた生きがいのあるまちをめざします。

48 ページについては差し替えのページがございまして、網掛け部分が修正となっております。

54 ページ「第 7 節 人権が尊重される社会の形成」では、啓発事業や相談事業を推進します。

56 ページ「第 8 節 男女共同参画社会の形成」では、男女共同参画プラン推進状況達成率などを成果指標に掲げ、お互いの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会をめざします。

56 ページにつきましても差し替えをお配りさせてもらっておりまして、網掛け部分が修正となっております。

59 ページ「第 5 章 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち」については、産業分野として、商工業や農業、漁業など地域産業の活性化や、地域資源の魅力を生かした賑わいのあるまちをめざすもので、観光や農業、漁業の振興など 5 つの施策について記述しています。

60 ページ「第 1 節 観光の振興」では、イベント来場者数などを成果指標とし、観光資源を通じて魅力あるまちをめざします。

62 ページ「第 2 節 商工業の振興」では、阪南ブランド十四匠認証企業数や、阪南スカイタウン業務系施設用地分譲・貸付状況を成果指標に掲げ、独自性を持った魅力ある企業活動ができるまちをめざします。

71 ページ「第 6 章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち」については、都市基盤分野として、本市の特徴である海、山をはじめ、農空間と調和した住環境、道路交通網など市民が安全に暮らせるまちをめざすもので、自然と共生するまちづくり、安全な水辺空間の形成など 7 つの施策について記述しています。

72 ページ「第 1 節 自然と共生するまちづくり」では、本市の強みである海と山の自然環境を活かしたまちづくりについて記述しています。

74 ページ「第 2 節 安全な水辺空間の形成」では、防災機能を併せ持った水辺空間の安全性などについて記述しています。

76 ページ以降では、まちなみや住環境、交通環境づくりなどについて記述しています。

87 ページ「第 7 章 持続可能な発展を支える行政経営のまち」については、行政経営分野として、限られた経営資源で最大の効果の実現をめざし、戦略的な行政運営の推進や、人材育成の強化、健全な財政運営の 3 つの施策について記述しています。

88 ページ「第 1 節 戦略的な行政経営の推進」では、選択と集中を基本とした行政経営について記述しています。

90 ページ「第 2 節 人材育成の強化」では、市民満足度が高まる行政サービスを提供できる職員の育成について記述しています。

92 ページ「第 3 節 健全な財政運営」では、安定した財源確保と歳出の効率化による健

全な財政運営といった、本計画を推進するための市役所の役割を中心に記述しています。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。

それでは章ごとに意見交換をさせていただければと思っておりますので、まず「第 1 章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち」のところで、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

委員

第 1 章は、誰もが必ず目を通すページだと思います。その第 1 章のタイトルには「おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち」とあり、大変すばらしい表現と思います。

しかしながら、1～3 ページの分野のめざす姿を読みましても、「ふれあい」と「おもいやり」という言葉がどこにも出てこない。それがちょっとひっかかりました。

なぜかと言いますと、このページで言いたいことは確かに協働社会の形成であり、これからは今までのように市役所だけに頼るのではなくて、自分たちのまちづくりに参加していかないといけない、ということを含面的に皆さんに浸透させるという強い願いが入っています。

参加し、お互いが助け合って、おもいやりを持って、皆でふれあいながら、自分たちが参加してやっていかないといけない、という概念は説明文を読むことによって分かります。ただ、「おもいやり」と「ふれあい」という言葉がないだけに、非常に堅苦しい文面に思えます。

例えば、分野のめざす姿の 2 つ目の最後のところに、「参画協働することによって、人々が支え合い、おもいやりとふれあいがあふれる活気のある社会をつくっています。」とか、そういうまちをつくっていますというふうに訂正することで変わるんじゃないかと思えます。皆さんがもっと読んでいってみようと思える文章に変える必要があるんじゃないかと思えます。

高齢者は、「参加してください」、「まちづくりはあなたがやるのです」と言われると、自分の身体を守るだけで精一杯で、大変なことを言われるなと思います。おもやりながら、ふれあいながら、自分も参加できるということがわかるように修正していただければと思います。

会長

ここにつきましては、基本構想 19 ページをそのまま載せています。ここを修正するということは、19 ページも修正するということになりますが、よろしいでしょうか。

委員

先ほど、異議を言いたいところでしたが、その先の 2 ページ、3 ページを見てみないと、言葉がもっと入ってくるかもしれない可能性があり、あえて言わなかったんです。

会長

例えば、2～5 ページのところ、「おもいやり」と「ふれあい」という言葉を入れながら、補足説明をさせていただくという手もあります。

基本構想 19 ページのところと基本計画が連動していますので、ここを充実させていくと他の文章とのバランスがとれないかと思いますので、1～5 ページのところでタイトルの言葉が受けられるようなかたちで修正させていただくということによろしいでしょうか。

委員

他のページに入れていただいても結構です。タイトルにある「おもいやり」、「ふれあい」という言葉がどこにも出てこないというものではありません。

会長

それでは、すぐに修正することは難しいと思しますので、他の委員からご異論がなければ、一度事務局で受けていただいて次回までに修正していただければと思います。

ご異論はございませんでしょうか。

～意見なし～

それでは、事務局よろしくお願いたします。

事務局

只今ご指摘ありました 2～5 ページにかけての文言については、修正させていただきたいと思えます。

会長

それでは、その他ご意見がございませんでしょうか。

委員

2 ページ「第 1 節 協働社会の形成」について、市民の参画は大変重要になり、成果指標として 5 年後の目標を掲げていますが、実現に向けては防災、ボランティア活動にしても自治会の活動に参画してもらうというのが一番基本になると思えます。

資料によりますと、自治会の加入率は、現在の所帯数が約 2 万 3 千、加入率は 68.35%、

目標は 75%となっています。つまり、目標を達成しても 1,530 所帯が増えるだけです。このような状態では協働社会をつくっていくという目標としては低いと思います。

会長

目標値をもう少し上げてはどうか、というご意見です。

こちらの数値は根拠のある数値でしょうか。

事務局

平成 17 年に自治会の加入率を調べました折に、72.5%であったことから、それを上回るような数値を設定させていただいていると担当課から伺っています。

担当課である市民協働まちづくり振興課に平成 23 年度の自治会の加入率を確認したところ、この数値よりもさらに下がった 66.7%とお伺いしております。

目標値の 75.0%は、これから自治会の加入活動などを頑張っていこう、という数値として設定させていただいています。

会長

数値を変えることは簡単ですが、V 字回復をしないといけない状況です。1 割り増しという数値でも厳しいと思いますが、いかがでしょうか。

副会長

旧地区での自治会運営と、新しく引っ越してこられたニュータウンの自治会運営とは、考え方が違うと思います。私は自治会に入るのが当たり前という環境で育ってきました。私は尾崎宮本町ですが、ほとんどの住民の方が自治会に入っています。強制はできないけども、旧地区では昔から入っているから当たり前と思っています。

各自治会長さんがおられ、会長や副会長などの役員さんに努力していただいて、フォーラムなどの意見交換ができれば良いと思いますが、年 2 回の総会では決まったことを言うだけで大した議論もできません。

私は会長を受けさせていただいて、地域がまとまっていると思っています。自治とはその地域に独立したものですので、他の地域にアドバイスは言いにくいところもあります。また、現役で働いている身としては、自治会運営を専業で行うことは難しいところもあります。

まずは、隣近所と仲良くして、段々と輪が広がったら自治会がうまくいくと思います。また、相手の立場に立って物事を考えられたら、自治会あるいは隣の人とうまくいくんじゃないかと思っています。

会長

今日は、全部のご意見を聞いて修正がかかる部分は修正をかける、重要な議論になると思いますので、目標値をどうするのかはペンディングにさせていただき、次回に時間をかけて議論させていただければと思います。

その他、第1章でお気づきの点はございますか。

委員

1点目は、基本構想をパブリックコメントにかけるというご発言がありましたが、1～2日討論しただけで問題がないのかという疑問を持っています。もう少し時間をかけて基本構想についても検討した方が良いと思います。

2点目は、基本計画に目を通させていただいて、疑問に思うことは前もって質問させていただき、回答をいただいておりますが、全般的にみて、課題が明確にありながら、進めていく具体策があまりにも大雑把すぎて、読んでいてぼやけている気がします。

具体的には4ページの成果指標について、「ボランティアやNPO等が活発に活動していると思う市民の割合」が62.2%とありますが、大体の人がこれをみると阪南市はうまくいっていると思ってしまいます。ただ、この数字の中には市民がそうは思っているけども、実際は参加していないという方もおられ、実際の現状値は低くなると思います。数値が高いから、これで良いと考えるべきではないと思います。

その下の「市民公益活動推進研修参加者」の現状値25名を50名に増やすことについても、もう少し増員したほうが良いと思います。

6ページの広報活動について、緊急時に無線による広報をやっていますが、マイクによるアナログ的な広報活動は、言っている内容が聞き取れない。そのあたりの改善が必要だと思います。また、阪南市のホームページは、求めるところまでなかなか届かないというのが現状です。1週間ぐらいの単位で阪南市がどのような活動をしているのかを周知できるようなホームページ作りが必要だと思います。

このような具体的な政策を入れていかないといけないと思います。

会長

これは基本計画であり、この下に実施計画というものがあります。只今、委員がおっしゃられた点につきましては、大半が実施計画レベルの話になります。全ての章に実施計画レベルの話当て込んでいかなければならないということになりますので、ご指摘の意図はわかりますが、反映は難しいと思います。

6ページのご指摘をいただきましたけれども、例えば、市役所の役割に「ウェブサイトにおいて、更新の頻度を高め、必要な情報をより多く発信します。」といった文言があり、先ほどのご意見が受けられないのかどうかを考える必要があります。

これにもとづいて実施計画が毎年行われていきますので、もしこの文言で受けられない

のであれば、この文言をどう修正するかというご意見をいただいたほうが基本計画レベルのご意見になると思います。

事務局でも、先ほどいただいたご意見が基本計画から引き出せないのであれば、修正を加えていただく必要がありますが、基本計画の文言で導き出せるというご判断であれば、このままでいいというチェックが必要だと思います。

事務局

ご意見も含めまして、全体の流れの中で検討させていただきたいと思います。

会長

このペースだと、第7章までいけるか不安になってきたんですけども、その他第1章のところでご意見はございますでしょうか。

委員

最初の基本計画の見方のところで、成果指標につきまして、住民意識調査の回答で「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」、「ふつう」の合計値が現状値ということでしょうか。

事務局

そのとおりになります。

会長

今後、住民意識調査を追っかけていき、少しでも数値を上げていくことを目標にすることでしょうか。

事務局

矢印が上がっている部分につきましては、その数値を上げていく、下がっている分については下げていく方向で頑張るという考えになります。

会長

ご説明ありがとうございます。

委員

基本計画と実施計画の関係につきまして、基本計画の内容がどのように実施計画に反映されるのでしょうか。

事務局

基本計画をもとに、実施計画を立てるということになり、予算の裏づけなどをしながら、実施計画として落とし込んでいきます。

会長

ここでは、総合計画を策定する審議会としてやっているわけですがけれども、成果指標が出てまいりましたので、毎年チェックをしていく必要があります。そのチェックの中で、次年度以降の施策というのを組み立て直す必要が出てまいりますので、進捗管理の仕組みをしっかりと作って、そこに市民が参加していきます。このような進捗管理システムをどう組み込んでいくかということで、委員のご意見は反映できるのかと思います。

そのあたりにつきまして、一度全てが終わってからどうするのかという議論がなされるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

今回出来上がった基本構想・基本計画につきましては、毎年進行管理をしていきますので、その点についてもご議論していただけたらありがたいと思います。

会長

市民の意見が入るかたちで進捗管理ができるよう、我々も要望していければと思います。

委員

基本計画を論議していくなかで、委員が言われた実施計画に入らざるを得ないと思います。文言の修正だけでは具体的にどう実施されるかが委員として心配になります。子育てなどの色々な問題が章としてあるわけですが、そのなかで、ある程度実施レベルの話が出てくるとは思いますが、会議の進め方としてどうされるのでしょうか。

会長

私も事務局も困ったのが、実施計画や、それぞれの個別施策をつめていくことになると、担当部署が入っていないといけませんし、担当部署が入ったとしても、中長期的な施策のレベルまで議論がなされていないです。

この10年間、さらには基本計画の場合は5年間の方向性を定め、その方向性にもとづいて毎年施策レベルの議論がなされ、予算づけがされるということになります。

この段階で個別の施策レベルの話をするということになってくると、事務局としても体制づくりなどが難しいし、根本的に審議会のやり方そのものを再検討しないとはいけません。できないことはないとは思いますが、相当ハードな審議会になってくるとは思います。

委員

最初に目標値が低すぎると言ったのは、施策との関連になります。総合計画というのは我々がそれぞれの立場で何をやらないのかいけないのか、ということだと思います。

例えば、防災で言いますと、各自治会が色々やられています。防災で困っているのは、加入率が低く、加入されていない方をどうするのかということです。その人たちも巻き込んで考えないとまちの防災はできません。そこで、もっと高い目標を設定して、お互いに何かを担っていく必要があるんじゃないかと思います。具体的にどうするのかは、あとの問題であり、それ以上のことは議論しなくても良いと思います。

全てに関連している基本的なところは目標を高くして、お互いに何をするかを考えるということでもいいんじゃないかと思います。我々は、目標値が適正かどうかを考えるということはどうでしょうか。

会長

それは次回に議論させていただくとして、施策レベルの議論をしないと、基本計画の議論ができないというご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

委員

基本構想から基本計画に結び付けるにあたって、基本構想は大きな括りだと思いますし、それを具現化するための施策を書かれています。

全体でどういうキーワードのもとに、阪南市のまちづくりを進めていくのかという大きな目標値は基本構想で言われていますが、この7つの基本目標は色々なご意見を踏まえ決めてきました。それを実現化するための施策として、例えば「おもいやりとふれあいがあふれるまち」の中では、協働社会の形成と市民協働のネットワーク、広報活動の充実を掲げています。実施計画ではこういうことをめざして色んな方面から取り組んでいきます。

基本計画は大枠を括るという段階だと思います。確かに読んでみると何をするのかわからない、頼りないということがありますが、ここで抜けがないかを議論し、チェックする必要があると思います。実際、3つの施策を実現化するには、短期的にやらなければならないこと、中長期的にやっていくことを整理しながら、実施計画ではやっていくと思いますので、この頭出しで結構かと思います。

会長

それでは、そういう点で議論をさせていただきたいと思います。

少し雑談になりますが、大学でもなんとかポリシーというのを提出するよう、文部科学省から言われています。これまで、科目名は沢山並んでいるが、どういう方針でこの科目を並べ、体系化して教えているんだということのポリシーがよくみえない、というご意見

があります。

今日はそれと同じだなと思っております。具体的な施策も重要ですけども、それ以上に方向性を共有しておくということが重要かと思えます。文言修正しかできないんじゃないかというご意見もありますけれども、文言修正こそ非常に重要で、方向性が間違っている、方向性が分からないのであれば、それを文言としてしっかりと書き直させていただいて、方向性を共有しておきたいなと思えますのでよろしくをお願いします。

委員

基本構想と基本計画は分冊でしょうか。合冊でしょうか。

事務局

合冊になります。

委員

合冊の場合、必要はないかと思えますが、基本計画が一人歩きするときに、どういう構成をもとに、7つの基本目標が出てきたかということをお0章として必要ではないかと思えます。つまり、基本方針と将来像が書いてあって、その下に7つの基本目標が並んでいるような説明になります。

中身については、各章の頭に書いていますので問題ないと思えますが、基本計画から読むと、7つの基本目標の親元がどこにあるのかが分かりづらいんではないかなと思えます。

目次の次か、基本計画の見方の次あたりに、全体の構成みたいなページがあっても良いかもしれません。

会長

それでは、読んでいただいて気になるところが出てくるかもしれませんが、この審議会が終わってからでも、事務局にご意見を出していただければと思います。

それでは、「第2章 健やかに地域を自立して暮らせるまち」について、ご意見はございますでしょうか。

委員

17ページ「子育て支援」のところで、全てに「サービス」という言葉を使っていますが、「サービス」はいらんんじゃないかなと思えます。

16ページの成果指標「子育て支援センター利用親子数」は、延べ人数でしょうか。

「地域での子育てサロンの開催回数」では、校区福祉委員会の子育てサロンに限られているところも成果指標としてはどうかと思えます。

会長

「子育て支援センター利用親子数」は延べ数でしょうか。

事務局

延べ数になります。実数は把握できないと原課から伺っております。

会長

ご指摘のとおり「サービス」を付けてしまうと、お客様という意識を受けるので、「支援を充実する」とした方が市民の主体性も出ると思います。「サービス」を抜いて、その他文言の修正も含めて、次回出していただき確認させていただければと思います。

それから、子育てサロンについても、校区福祉委員会が目標になってしまうと、校区福祉委員会外でやっている子育てサロンが入らないというご意見でした。

実数が掴めないところもありますが、このあたりはいかがでしょうか。

事務局

「地域での子育てサロン」につきましては、阪南市に校区が 12 ありまして、毎月 1 回ずつ開いていただいて、計 144 回という目標になります。市役所が関わっていないと集計できないところがありますので、担当の者と相談し決めております。

委員

開催箇所数、校区数などはいかがでしょうか。

会長

開かれている箇所を増やしていく方向ということです。

事務局

それにつきましては、担当と調整いたします。

会長

その他にございますでしょうか。

委員

子育て支援につきまして、校区福祉委員会が開催しているというのがあります。これは 12 校区ありますが、組織的にやっているところが 5 校区ぐらいあります。子育て支援事業は、月に 2 回、第 2、4 土曜日の 9 時半から 11 時半までやっております。これは、何をするかと言いますと、最初立ち上げたときは、福祉文庫を先に整備し、まず子どもたちに本

に馴染んでもらおうと。福祉文庫では、本の読み聞かせなどがありますので、そこに協力をお願いして、そこから立ち上げてやっており、毎週催しを考えて色んな講座をやっています。

この審議会には、行政の福祉の方が見えていないが、こういうことが議題にあがってくると、保健福祉の専門の人たちも入っていただかないといけない。

今まで意見を聞いていますと、それぞれ意見、考えていることがまちまちです。それは福祉でやっていることが沢山あるが、このなかに活かされていない。

私は、この審議会に参加しておりますが、おそらくこれまでは福祉協議会からは誰も出ていなかったと思います。

現在、基本計画の議論をしておりますが、基本計画は実施計画以前の問題、基本構想はさらにもう 1 つ前である。これを体系的に考えていけば、実施計画がどうか、基本計画がどうかという意見が出てこないと思います。

ですから、基本構想は 10 年先の社会を見据えて、10 年先にはこういう社会にしておきたいということです。そこから逆算で、10 年の基本構想、5 年の基本計画、さらに実施計画という関係を理解し、現状と照らし合わせて実施計画を考えないといけない。

会長

基本計画で難しいのは、基本的な方向しか書けないところがあります。例えば、福祉では地域福祉計画があって、子育てでは育成支援行動計画等々があって、様々な計画のもとに実施計画がなされているわけです。他のところでも他の分野別のプランがあり、それに基づいて動いているところがあります。

基本計画は、個別計画のエッセンスを補う方向性として書かざるを得ないので、そのあたりのご理解をいただければと思います。

事務局

基本構想・基本計画の立案にあたっては、福祉部局をはじめ担当部局とともに検討させていただいております。もちろん、指標につきましても、担当部局と調整の上で立案させていただいております。

会長

先ほどのご意見を聞いていると、委員がおっしゃるとおり「箇所数」の方が良いかもしれませんが、どこかが頑張ると、他が頑張らなくても達成してしまうかもしれませんので、やはり自分の身近なところで取り組まれているといった視点が良いかもしれません。

そのあたりも踏まえてご検討いただければと思います。

委員

校区福祉委員会だけがやっているような表現ではなく、他の団体も参加して子育てサロンを開いているみたいな文章に変えていただいた方が全体のバランスが良くなると思います。

委員

16～17 ページですが、成果指標の「保育所待機児童」、「留守家庭児童会の待機児童数」の目標がゼロとなっていますが、どういう意味でしょうか。

事務局

阪南市では、保育所に入りたい場合、入所資格を確認させていただき、空いているところに入らせていただくのが通例でございます。しかしながら、親御さんによっては一番近いところに行かせたいというのをごさいますて、実際には入所できるが、入所されない方もいらっしゃいます。そういう方は待機児童数としてカウントしておりません。

そのような集計によって、どこにも入所できない方がいない状態をめざして指標として設定しています。入所できる、入所できないは、親御さんの都合も色々ありますので、それについてはご意見があるかもしれませんが、市の基準では現在はいらっしゃらず、今後も入所できない方がいらっしゃらないようにということで、ゼロを目標値とさせていただきます。

委員

「留守家庭児童会」とは何でしょうか。

事務局

「留守家庭児童会」とは、小学校の1年生から3年生までのお子さんを対象に、保護者の方が働かれていて、放課後に保護者がいらっしゃらないお子さんを学校内の学童保育の施設や、学校付近の学童保育の施設でお預かりする制度になっております。

こちらのほうも待機児童が発生しないと同様に、ゼロを目標値として設定させていただいております。

委員

私は下荘小学校地区ですが、小学校の先生から5～6時頃帰る児童がいるから、安全を見守ってくれと言われているんですが、そういう意味の待機児童ではないんですか。

事務局

そちらのお子さんは留守家庭児童会に入られていて、学童から帰るお子さんがいらっしゃ

やるので、そういったことを呼びかけていただいているんだと思います。

会長

これは全国的に取り組まれています。

委員

「留守家庭児童会」がゼロについて、現在、1年生から3年生まで400人ぐらいいますが、指標として設定して意味があるのでしょうか。

会長

例えば、実数にした場合、増えたら良いのか、減ったら良いのかが難しいです。そこで、待っている人がいないというのが目標とされています。

事務局

この数値は、目標である安心して子どもを産み育てる環境ができている、充実しているというところから、5年後も充実できるように頑張ろう、また現状を維持していこうという指標として入れさせていただいている数字でございます。

会長

預けたい時に、ちゃんと預けられるということを目標にしようということだと思います。その他、ご意見はございますでしょうか。

～意見なし～

それでは、「第3章 いつまでも安全に安心して暮らせるまち」につきまして、ご意見ございますでしょうか。

～意見なし

それでは「第4章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち」につきまして、ご意見ございますでしょうか。

委員

47ページ「第3節 生涯学習の推進」の「市役所の役割」のところで、「市民に生涯学習を学ぶ機会を多く提供」とありますが、学習を学ぶというのが文言的にひっかかります。例えば、「生涯学ぶ機会」や「生涯学習を提供」にされてはいかがでしょうか。

会長

「市民の生涯学習の機会」とすると、文章がすっきりするのではないのでしょうか。その他にございますでしょうか。

委員

44 ページ「学校教育の充実」の「現状と課題」に、不登校や生徒の学ぶ意識の低下、地域の学力と教育環境力の低下などが書かれています。5 年後に市役所としてこれだけのことをやります、市民としては 3 項目ぐらいで対応しましょうという位置づけ自体がおかしいような気がします。不登校とか、学ぶ意識の低下といった大きな問題を、のんびり考えていていいのかなと感じました。

会長

のんびり構えているとは思えませんが、例えば 45 ページには「心のケアの問題」が書いてあります。ここから読み取れることは色々とあると思います。

委員

文章を読ませていただいて、どこが悪いとかはありませんが、「現状と課題」にある問題をオブラートに包むような表現をしていかないと、基本構想というのがあまりにも基本構想だけに寄っている。これを具体的に施策の中で活かさないと言われても、市民が納得するかなと思う。成果指標の中にも 2 項だけではなくて、別のものが入ってきて良いように思います。

会長

色々と頑張っていることが、評価できるようなかたちにされてはどうか、というご意見でした。

私から追加の意見になりますが、45 ページの「教育相談件数」は増えていくことがいいのでしょうか。

事務局

教育委員会と議論した結果、気軽に相談できる環境を整え、その中で相談件数がなくなっていく方がよいという結論に至りました。そこで、気軽に相談できる環境を整えるということで、目標値としては上向きの 120 件ということであげさせていただいております。

会長

それに関しては、教育委員会に伝えていただきたいと思いますが、この数値を毎年追っ

かけていく際に、なぜ増えたのか、なぜ減ったのかということをきちんと精査して、評価していかないと、先ほどのご説明とおりになっているのかがわかりません。

そこも含めて、この成果指標で良いのかももう一度ご検討いただければと思います。

委員

12 ページの成果指標「1 日平均外来患者数」の目標値が増えています。「入院患者数」も増えています。どちらかといえば、患者を受け入れする体制の評価ということになると思いますので、受け入れ可能人数を増やすという表現にしたほうが良いと思いますので、検討していただければと思います。

会長

先ほども申し上げましたが、後から気がついた点は事務局に言っていただければと思います。

その他、第 4 章でご意見はございますでしょうか。

委員

43、45 ページの「市民などの役割」として、「幼稚園や教育委員会事務局の相談窓口」とありますが、限定はいらんと思います。色んな相談窓口を利用することは必要かと思いますが、幼稚園のところでは幼稚園や教育委員会事務局という限定がありますし、45 ページでは学校や教育委員会事務局という限定があります。ここだけではない相談窓口があることも必要ではないかなと思います。

47 ページの「市役所の役割」の 3 番目について、「非行防止のための相談体制」とありますが、非行防止だけが問題ではないと思いますので、子どもたちが健全に育成されることに関する表現にできないかと思います。

同じように「市民などの役割」の 3 番目について、「地域や社会教育団体と連携します。」とありますが、「地域や社会教育団体として連携して、青少年が安心して暮らせるまちになるようにします。」の方が自然ではないかなと思います。

48 ページ「第 4 節 歴史文化の保存と継承」では、せっかく幼稚園や学校があるので、この分野と教育の部分に、まちの歴史や文化との関連性を「市役所の役割」に入れて欲しいと思います。

41 ページの基本構想の部分に戻りますが、「健康で」という言葉が何箇所か出てくるんですけども、健康に対する施策というのは難しいかと思うので、「健康」という言葉が必要なのか、語弊があるかもしれません。例えば、衛生面に関する言葉は考えられないでしょうか。

それと、地域の人として、「質の高い充実した教育」は望ましいことですが、「質の高い」と限定してしまうと、どういう施策が考えられるのかと思うと、基本計画として

は「充実した教育」ぐらいで良いのではないかなと思います。「質の高い教育」はすごく希望しますが、具体的な施策になったときに難しいと思います。

会長

「質の高い」というのは、頑張りましょうということでどうでしょうか。

「健康」というのは、「健やか」というのはどうでしょうか。

事務局

カウンセラーの配置、心のケアという部分でも「健やか」という表現のほうが適切かと思えます。そちらで訂正させていただきたいと思えます。

会長

先ほどの委員のご意見につきまして、他の委員のご意見はありますでしょうか。異論がないようでしたら、事務局にご検討をお願いいたします。

～意見なし～

私が特に思ったのは、まだ行政がやります、といったニュアンスになっており、行政が組める相手がいっぱい出てきます。しかしながら、行政がほっておいても市民同士でやっているさまざまな活動があり、そちらを増やしていただいた方が、行政が楽になることもあります。市民同士が手を組み合う解決方法も進んでいます。そのような観点で他のところも見直していただければと思います。

それから、47 ページの「市民などの役割」で、表現をひっくり返してはどうかというご意見がありました。私は原案の方が良いかなという感じがしました。基本構想は将来のまちの姿でしたけども、ここはどちらかという具体的な方法論につなげるような書きぶりの方が良いかなと思います。ご指摘いただいたように、誰と組むのかは工夫していただいたらいいと思うんですけど、このまちになるようにというのが目標で、そのために何をします、と書いていただいた方が良いと思います。

私は、「〇〇になるように、〇〇します。」とした方が施策に近づくとおもいますが、そのあたりにつきまして、事務局にご検討をお願いいたします。

48～49 ページにつきましては、事務局から訂正がありましたが、「活用」が入っていた方が良いかと思えます。先ほど委員がおっしゃったご意見は、文化財を活用していこうという話だと思えます。せっかく保存・継承されたものを、学校教育等で活用していくという観点が必要なんだけれども、そのあたりが方向性としては弱いんじゃないかというご指摘だと思えますので、そこを1文入れていただく方向でご検討いただければと思います。

事務局

担当課と協議させていただきます。

会長

その他、この章でご意見はありますか。

～意見なし～

それでは、続きまして第5章の産業分野につきまして、ご意見はございますでしょうか。

委員

61 ページの「市民などの役割」に、「観光ボランティアガイドに参加する」と追加していただければと思います。山中溪では、ボランティアガイドがおられ、阪南市全体で観光ボランティアガイドを養成して、積極的にボランティアをしていただくという趣旨で入れていただければと思います。

この前、ほたる祭りに行きましたが、山中溪は元気になっておりますので、是非応援していただければと思います。

会長

ついでになりますが、60 ページに「ボランティアガイド」を増やすという指標も入れましょうか。

委員

まずは組織をしっかりするというので、指標までは結構かと思います。

会長

その他、第5章につきましてご意見はございませんでしょうか。

～意見なし～

それでは、「第6章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち」につきまして、ご意見はございませんでしょうか

～意見なし～

それでは、「第7章 持続可能な発展を支える行政経営のまち」につきまして、ご意見は

ございませんでしょうか。

委員

全編にわたりまして、指標の立て方、目標値の取り上げ方が理解できておりませんが、92ページ「第3節 健全な財政運営」の指標につきまして、阪南市職員が真面目にやっていることを重々承知の上申し上げます。

「市税徴収率」につきまして、現状値は90.5%、目標値は右肩上がりで定性的な取り入れ方をされておられます。政令市を除く平成21年度の統計値は93.5%という数値が読み取れます。あるいは経常収支比率でいえば93.3%となっていますが、同じように統計では94.4%という数字が出てきます。

先ほども申し上げましたが、目標値をどういうふうに挙げたのかがよくわかりませんが、財政に係わる非常に重要な話だと思います。せめて、5年後の平成28年には、全国平均とは言いませんが、皆さんがウェブサイトで収集できるような平均値を目標にさせていただくのが至極当然の話じゃないかと読み取れました。

例えば、泉南市では国の方策に沿って、市税収納促進プロジェクトとなるものまで取り上げて頑張っております。

阪南市では、このように傾向的に表現して、具体的な目標値がなぜ表せないのかという疑問があります。また、是非平均レベルまでは頑張りたい、そういう取り上げ方を是非して欲しい。

事務局

阪南市としましては、府内平均をめざそうというところもあります。本来ならば100%をめざすべきものでもあるというところから、数字ではなく、矢印で表記をさせていただいております。

委員の言われるように、数値的なものというのはビジュアル的にも目標として設定しやすいという部分もありますので、再度原課とは調整させていただきたいと思います。

会長

見栄えの問題もあるかと思いますが、93%が良いのか、100%をめざすという掛け声であれば書かない方が良いかもしれませんので、原課と検討してください。

阪南市の場合、何人、何件というのが絞られてきて、その方々に払っていただくこととなりますが、「1人でも多く」というのが本来のところかもしれません。

委員

税収入という話のところですが、この改善については根本的なところまで踏み込んでいただかないと、到底今の状況では90%、それより下がる可能性が十分にあります。

と言いますのは、ほとんど商工業が閉鎖されています。そのあたりについて、市として根本的な対策を考えていただきたいと思います。

会長

63 ページのところで、商工業振興を書かれておりますが、このあたりをより強調させてもらいたいというご意見でした。

私から 1 点ですが、91 ページ「第 2 節 人材育成の強化」について、「新しい公共」についてレクチャーしてくれないかというお声がかかります。時代が変わって行って、市役所に求められていることが変わってきている。そこをちゃんと理解をし、協働が進められるためにはどうしたら良いのかということだと思います。「市役所の役割」の 3 つからは、そのあたりが読み込めないで、「新しい公共と時代に対応した能力の開発を充実させます。」という 1 文を入れていただいて、人材育成につなげていただければと思います。

事務局

本日、ご欠席の委員からになりますが、以前お会いさせていただいた際に、「現状と課題」の表記につきまして、本市だけでなく全国的な動向として読み取れる部分が多いのではないかというご意見をいただいております。

会長

そのとおりにかなと思いますが、どうしても 3~4 行で示すとなると、特色が薄れてしまいますので、原課の方も含めて阪南市なりの特徴がクローズアップできる部分は、工夫していただくということでよろしく願いいたします。

委員

72 ページ「自然と共生するまちづくり」の「現状と課題」の 2 番目に、「ため池」という言葉があります。自然のなかのため池はいいですけども、私たちはため池は危険な箇所という教育を受けてきています。この文章はそういうことを表していないか分からないですが、市民が身近に自然とふれあう環境づくりの「ため池」というふうに取り取れないよう、文章を考えていただきたい。

委員

ため池が危険という認識は、違うのではないかと思います。ため池は農業をするためであって、地区の水利組合があって管理をしています。ため池は自然のものでなく、ほったらかしているわけではなく、環境整備されているものです。

もちろん、子どもを育てるときは、教育として海が危ないというのと同じように危ないというのはあります。ため池は農業のためであって、決して遊びのものでも、観光のもの

でもないというのがあります。危ないとかではなくて、ため池がなければお米ができない、農業のためという認識を持っていただきたいと思います。

委員

私は岡山県出身で、私たちが子どもの頃はため池を改修した際に、滑り止めがなくなって、そこに子どもが入って亡くなった事故が多発したんです。そこで、ため池には防護柵をつくって、子どもが近づけないようにしています。

言われるように、ため池が何の役にも立たないと言っているんじゃないで、水路、水関係に重要な役割を果たすと理解しています。

この文章の表現は、川と同じようにため池も身近な市民の憩いの場に使いましょうという表現に読み取れます。

会長

近づけることが自然とふれあうではなく、そこに存在すること自体が自然を感じるということ、身近に自然とふれあうことができるという意味で捉えられます。

委員

市民以外にも、水があるために鳥がきます。その周りに緑の豊かな木々が育ちます。人間が観賞し身近なものに感じることができます。

委員

反対意見もあると思いますが、子育ての時の思いとしては、フェンスで囲うなど何もかも安全というかたちの環境をつくるのは私個人として反対です。

ここは危ない、ここは近づけないという教育を学校、幼稚園、地域もするべきであって、防護柵を整備するだけではなく、危ないという教育もしたいと思います。何もかも危なくないようにするのはではない教育を学校や地域もやりたいと思います。

会長

ありがとうございます。そのあたり、どこかで読み込めるでしょうか。防災教育なども関わると思います。

オランダでは、運河が多いので、落ちてても着衣のまま泳げる教育をします。そういうかたちで、日本もやっていったらいかがでしょうか。

委員

今言われているのが、斜面林も含めて里地・里山、農地から山までを含めた農村地域から里山地域というのが、非常に生態系が豊かということが言われています。里山という言葉

葉が全世界的に英語的表現として、日本が発信するようなかたちで、地域を守っていきましょうということもあります。

おっしゃっているような話で危ないことは危ないですけど、そこを教育であるとか、監視の目が必要になるかもしれませんが、危険ということをはっきりと知らせながら、そこを整備し、豊かな環境づくりが必要になります。ひいては、人間が住む環境にも恩恵があります。

地域の資源を大切に守り、自然とふれあえるということによろしいかなと思います。

会長

それでは 21 時になりましたので、また読んでいただいて、お気づきになったところは事務局に言っていただいて、次回に修正していただければと思います。

個人意見の場合は、他の委員の賛同が得られない修正もあるかもしれません。そういうときは次回に見直していただいて、審議会で議論をさせていただくということをお願いをしたいなと思っております。個人的に気が付いたことを対応していただいて、もう一回議論したいと思います。

それでは、これで一度議論は終了させていただきたいと思います。

(3) その他

会長

その他として、事務局からございますでしょうか。

事務局

本日はありがとうございます。

今回、初めての基本計画ということで、ご指摘いただきましたら、次回お示しさせていただきますと思います。

次回の日程につきましては、7月29日（金）午前10時から全員協議会室で開催させていただきます。

3. 閉会

会長

それでは、今日は慌てさせてしまいまして申し訳ございません。また次回ゆっくりと時間をとって議論をしていただきたいと思います。それではこれで本日の審議会を終了させていただきます。

以上